

税金

新型コロナウイルス感染症にかかると国民健康保険税の減免 受付期間を延長しました

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がるなどした世帯に対して、申請により国民健康保険税の支払額を全額または一部免除します。

●申請受付期間／令和3年(2021年)3月15日(月)まで

※延長しました。

●申請受付時間／9時～17時

※土・日・祝日、年末年始は除く。

●対象世帯と免除される額

- ・世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯／全額免除
- ・世帯主の収入減少が見込まれる世帯で要件に該当する世帯／前年の合計所得金額の区分に応じて10割～2割減免

●申請受付窓口／税務課(吉備庁舎)・やすらぎ福祉課(金屋庁舎)・住民福祉室(清水行政局)

●その他

- ・対象となる要件や申請書類については、町ホームページをご覧ください。
- ・被保険者の所得の申告がまだの方は提出が必要な場合があります。
- ・審査および収入額の再確認の結果、減免できない場合や減免を取り消す場合があります。

問 税務課(吉備庁舎)

国税庁ホームページから確定申告(e・Tax)

所得税・消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページから作成できます。画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され申告書などを作成することができます。作成した申告書などをe・Tax送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

また、給与収入がある方や年金収入、副業などの雑所得がある方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザイン画面で所得税の申告書を作成いただけます。ぜひ、スマートフォンでe・Taxをご利用ください。

※e・Taxでは、平成31年(2019年)1月から従来の方式に加え、「マイナンバーカード方式」「ID・パスワード方式」が利用できます。

問 湯浅税務署 ☎63・5351

確定申告のマイナンバー連携が始まります

令和3年(2021年)1月から、マイナンバーを活用して、控除証明書などの必要書類のデータを一括取得し、所得税申告書への自動入力が可能になります。

ご利用に当たってはマイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードをまだ取得していない方はお早めに申請してください。

詳細は、国税庁ホームページ「マイナンバーを活用した年末調整および所得税確定申告の簡便化」をご覧ください。

問 湯浅税務署 ☎63・5351

献血

12月の献血

●12月22日(火)

・株式会社松源 吉備店 14時30分～16時30分

問 健康推進課(金屋庁舎)